

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

新	旧
(目的) 第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、トップグループ健康保険組合(以下「組合」という。)が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で定めがない限り、法及び番号法で定めるところによる。	(目的) 第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。),「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という。),「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(以下「特定個人情報ガイドライン」という。),「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。<u>以下「保険課長通知」という。</u>)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、トップグループ健康保険組合(以下「組合」という。)<u>における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という。)</u>等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。 (個人情報の定義) 第2条 本規程による個人情報とは、<u>法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。</u> <u>2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</u> <u>3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる</u>

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

<u>2～3</u> (略) (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 <u>組合が取得する個人情報の利用目的は、原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。</u> 2 <u>個人情報の利用目的の変更は、前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。</u> (<u>個人データ</u>の第三者への提供) 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、<u>個人データを第三者に</u>提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、<u>個人データ</u>の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 当該<u>個人データ</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合	<u>個人情報</u>をいう。 <u>4～5</u> (略) (個人情報の利用目的の特定と公表等) 第3条 <u>個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。</u> 2 <u>組合は、法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</u> 3 <u>第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</u> 4 <u>第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</u> (<u>個人情報</u>の第三者への提供) 第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、<u>個人情報</u>を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、<u>個人情報</u>の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。 2 当該<u>個人情報</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合
---	---

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

を除き、<u>個人データ</u>を第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに、<u>個人データ</u>を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から<u>個人データ</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに、<u>個人データ</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。 （個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等） 第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、<u>保有個人データの</u>開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。 2 （略） （守秘義務） 第8条 役職員及び組合会議員は、<u>業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない</u>。その職務を退いた後においても同様とする。 （安全管理措置） 第9条 <u>個人データ</u>の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、<u>個人データの</u>整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。	を除き、<u>個人情報</u>を第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>を提供した日から3年間保存しなければならない。 4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から<u>個人情報</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。 （個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等） 第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対する教育訓練、外部委託業者の監督、<u>個人情報に関する</u>開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。 2 （略） （守秘義務） 第8条 役職員及び組合会議員は、<u>被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない</u>。その職務を退いた後においても同様とする。 （個人情報の管理） 第9条 <u>被保険者等の個人情報が記載された文書等（帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。）</u>の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、<u>個人情報が記載、記録された文書等について</u>整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。
---	---

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

2 前項に定めるもののほか、<u>個人情報データ</u>への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (死者に関する情報の管理) 第10条 組合が<u>保有する</u>死者に関する情報は、漏えい等の防止のため、<u>個人情報データ</u>と同等の安全管理措置を講じる。 (<u>個人情報データ</u>の廃棄及び消去) 第11条 <u>個人情報データを廃棄又は消去するときは</u>、個人情報取扱責任者の指示に従い、<u>個人情報データ</u>を読取不可能な状態にしなければならない。 <u>2</u> 前項に定めるもののほか、<u>個人情報データ</u>の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (委託先の監督) 第13条 <u>個人情報データ</u>に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (外部委託) 第14条 <u>個人情報データ</u>に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。	2 前項に定めるもののほか、<u>被保険者等の個人情報</u>への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (死者に関する情報の管理) 第10条 組合が死者に関する情報<u>を保存している場合</u>には、<u>組合は</u>漏えい等の防止のため、<u>個人情報</u>と同等の安全管理措置を講じる。 (<u>個人情報</u>の廃棄及び消去) 第11条 <u>被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は</u>、個人情報取扱責任者の指示に従い、<u>個人情報</u>を読取不可能な状態にしなければならない。 <u>2</u> <u>電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等（リースの場合は返却）を行う場合は</u>、<u>個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。</u> <u>3</u> <u>特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。</u> <u>4</u> 前<u>三</u>項に定めるもののほか、<u>個人情報</u>の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。 (委託先の監督) 第13条 <u>組合の被保険者等の個人情報</u>に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (外部委託) 第14条 <u>個人情報及び特定個人情報</u>に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。
--	---

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

(1) 法令、関連通知及びガイドンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。 また、契約期間終了後においても同様であること。 (2) <u>個人データを委託業務</u>以外に利用しないこと。 (3) <u>個人データ</u>の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4) <u>個人データ</u>の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7) 組合との直接の契約関係(<u>組合が再委託について許諾している場合を含む。</u>)を伴わない再委託を行わないこと。 (保有個人情報の開示) 第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。 2 (略) (保有個人情報の訂正及び利用停止等) 第17条 本人から、<u>法第34条第1項に定める訂正等</u>を求められた場合<u>及び法第35条第1項に定める利用停止等</u>を求められた場合は、組合の「保有個人情報(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止	(1) 法令、関連通知及びガイドンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。 また、契約期間終了後においても同様であること。 (2) <u>被保険者等の個人情報を、組合の事業目的</u>以外に利用しないこと。 (3) <u>被保険者等の個人情報</u>の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。 (4) <u>被保険者等の個人情報</u>の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。 (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を徴することができること。 (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。 (7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。 (保有個人情報の開示) 第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(<u>老人医療に係るものを除く。</u>以下「レセプト」という。)の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。 2 (略) (保有個人情報の訂正及び利用停止等) 第17条 <u>被保険者等</u>本人から、<u>個人情報の内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)</u>を求められた場合、<u>若しくは個人データが、特定した利用目的の達成</u>
---	---

17. 個人情報保護管理規程 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

等に係る取扱要領」に則り処理を行う。 (個人情報相談窓口の設置) 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情 <u>(以下「苦情等」という。)</u> の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。 2 <u>本人</u> から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。 (損害賠償) 第20条 故意 <u>又は重大な</u> 過失による <u>個人データ</u> の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。 (漏えい等の事故にかかる対策) 第22条 (略) 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める <u>対応並びに地方厚生(支)局</u> への報告を速やかに実施するものとする。	<u>に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)</u> を求められた場合、組合の「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。 (個人情報相談窓口の設置) 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓口を設置する。 2 <u>被保険者等</u> から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。 (損害賠償) 第20条 故意、<u>過失</u> による <u>個人情報</u> の漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。 (漏えい等の事故にかかる対策) 第22条 (略) 2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドンスⅢ6に定める <u>二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁</u> への報告を速やかに実施するものとする。 <u>別表1 健康保険組合等が保有する個人情報の例</u> <u>別表2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的</u>
---	---